「横浜トリエンナーレ 2020 年開催に向けての広報・プロモーション関連業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、「横浜トリエンナーレ 2020 年開催に向けての広報・プロモーション関連業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に準じるほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提出要請書)

- 第3条 提出の要請にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料を提出要請書に添付し、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。
 - (1) 職務経歴
 - (2) 横浜トリエンナーレの広報プロモーションに対する意見、横浜トリエンナーレ 2020 年開催に向けた方針の提案
 - (3) 提案者の個性や独自性を表現する資料

(評価)

- 第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実績
 - ア 広報・プロモーションもしくは類似業務の経験、実績
 - イ 担当してきた業界や分野における職歴、実績
 - ウ コミュニケーション力
 - 工 継続性
 - (2) 提案内容
 - ア 事業主旨の理解度
 - イ 広報・プロモーションに対する考え方の妥当性
 - ウ 専門性・独自性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 横浜市文化観光局文化プログラム推進課長

副委員長 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画室長

委員 横浜市文化観光局横浜魅力づくり室横浜プロモーション担当課長

委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館広報・渉外チーム リーダー

委員 横浜トリエンナーレ組織委員会事務局コミュニケーション・オフィサー

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。